

幼保連携型認定こども園 片岡ナーサリーのしおり（重要事項説明書）

〈令和6年度4月入園版〉

1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 清水会
代表者氏名	理事長 山田 和幸
所在地	群馬県高崎市片岡町3-27-7
電話番号	027-326-2201

2 片岡ナーサリーの概要

名称	幼保連携型認定こども園 片岡ナーサリー
所在地	高崎市片岡町3-27-7
電話番号	027-326-2201
施設長氏名	山田 和幸
開設年月日	平成28年4月1日
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定）15人 2号認定子ども（保育認定） 60人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：12人 1・2歳：38人
園の教育・保育理念 教育・保育方針	遊びの中から、認め合い、育ちあう教育・保育の実践 生きる力をはぐくむ・・・子どもたちの遊びから生まれる経験や 環境への主体的なかかわりを通して、豊かで健全な心と体の育成 を目指す教育・保育を行う。知識及び技能、思考力・判断力・表 現力・学びに向かう力・人間性等の基礎を培う。
教育・保育目標	意欲ある元気な子ども 思いやりのある子ども たくましい子ども

3 施設の概要

敷地 面積	1599.02㎡
建物	・鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積673.21㎡
主に使用する施設の内容	・乳児エリア 93.6㎡) ・ほふく室・保育室（1歳児～2才児） 83.25㎡ ・保育室3室 面積168.75㎡ 2歳児45㎡ ・遊戯室 1室 面積119.55㎡(内子育て支援コーナー10㎡含) ・園庭 面積660㎡
設備の種類	全館 床暖房・冷暖房 有り

4 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前 9時00分～午後 2時00分
預かり保育	月曜日～金曜日：教育標準時間前 午前7：30～8：30 教育標準時間後午後2：30～午後7時 (別途追加料金あり)
休園日	<夏休み> 8月10日～8月16日
	<冬休み> 12月26日～1月 6日
	<春休み> 3月29日～4月 4日
	<その他>

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前 7時30分～午後6時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 午前 8時30分～午後 4時30分（8時間）
延長保育	午前 7時30分～保育時間開始前及び保育時間終了後～午後7時まで (別途追加料金あり)
開所時間	月曜日～金曜日：午前 7時30分～午後 7時00分 土曜日：午前 7時30分～午後 3時00分
休園日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

5 職員体制（令和6年4月1日現在）

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主幹保育教諭・指導保育教諭	2人
保育教諭	22人
管理栄養士・栄養士	2人
調理師・調理員	2人
体育講師	1人
英語講師	1人
音楽講師	1人
学校医（乾小児科 乾医師）	1人
学校歯科医（長谷川歯科 長谷川歯科医師）	1人
学校薬剤師（関根薬局 関根薬剤師）	1人

6 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 保護者面接
5月	園のこどもの日 親子遠足 内科検診
6月	歯科検診 プール開き
7月	七夕会 お泊り保育(5歳児)
8月	夏祭り
9月	敬老会 お月見会
10月	運動会 交通安全リスクラブ
11月	園外保育(七五三) 内科検診
12月	発表会(4~5歳児) クリスマス会
1月	お餅つき 保護者面接
2月	節分[豆まき] 保育参観
3月	ひな祭り お別れバス旅行 お別れ会 卒園式

7 給食について

給食の方針	<p>全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。天然素材のダシを中心に使い、和洋中バランスの良い献立を取り入れています。</p> <p>また、食育についての計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にする気持ちなどを育みます。</p>
昼食・おやつ	<p>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</p> <p>おやつは、手作りおやつを週3回程度提供しています。</p>
アレルギー等への対応	<p>アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき本園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。</p> <p>個別に名前を指示し誤配膳を防止するほか、食事中に誤食が発生しない体制を整えています。</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。 ・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。

8 保護者と幼保連携型認定こども園片岡ナーサリーの連絡について

- (1) 本園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。本園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。
- (2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (3) 毎月1回前月の25日に、園だより(クラスだより)を発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

9 健康診断について

(1) 年2回、学校医が健康診断を、年1回、学校歯科医が歯科健診を実施します。結果について、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

(2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡帳に記載しご家庭にお知らせします。

10 利用していただく上で留意していただくこと

(1) 登園は 9時15分までをお願いします。 9時30分よりクラス活動が始まります。

(2) 当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、9時から9時30分までに電話でご連絡ください。

(3) 原則として、16時30分までのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず16時00分までに電話連絡をお願いします

(4) お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。

(5) 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等については学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。インフルエンザについては治癒証明に代わる療養報告書の提出をお願いします。

(6) 熱が37.3℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。

(7) 医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、担任の保育教諭にご相談ください。

11 賠償責任保険の加入

- ・施設・施設業務 1 事故 1名につき 10億円
- ・生産物(給食) 1 事故 1名につき 10億円

12 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	令和5年1月17日一部変更、届出済
防火管理者	山田 和幸（資格：甲種防火管理者）
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防団等立会の総合訓練を年1回実施します。 不審者対策避難訓練を年1回実施します
防災設備	自動火災報知機、煙感知器、火災通報装置、誘導灯、消火器、地震検知配信システムを備えています。
防犯設備	警察非常通報装置、防犯カメラ、さすまたを備えています。
避難場所	第一避難場所園庭・第二避難場所高崎高校

<気象警報発令時の対応について>

- ・気象異常報告の際、保育室にて緊急避難を実施します。

1 4 虐待防止のための措置

園児の人権の擁護、虐待の防止のため、次の対応をします。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止の関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

教育・保育の提供中に当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに児童虐待防止に関する法律の規定に従い、高崎市、児童相談所等適切な機関に通告します。

1 5 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付します。

- ・相談・苦情受付担当者 山田 浩美(副園長)
- ・相談・苦情解決責任者 山田 和幸(園長)

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

- ・梅澤 剛 当法人監事
- ・水井 朋子 当法人監事

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

1 6 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 小学校への円滑な接続に資するため、就学児童の育ちを支えるものとして、保育の提供に当たり知り得た情報を、小学校あるいはその他の特定教育・保育施設へ提供することがあります。

1 7 保護者負担について

- (1) 入園に要する費用の負担

①入園受入準備費（入園願書提出時） 0円

- (2) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

①毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額

②預かり保育料（1号認定）午後2時30分～午後4時00分(30分50円・月3000円おやつ代含む)

午前7時30分～午前8時30分 30分50円

午後4時00分～午後7時（延長保育料30分利用ごとに50円）

新2号認定預かり 午後2時30分～午後4時00分 0円（おやつ代含む）

早朝 午前7時30分～午前8時30分 30分利用ごとに50円

夕方 午後4時00分～午後7時00分 30分利用ごとに50円

③延長保育料（2号認定・3号認定）

保育標準時間認定	午後6時30分～午後7時00分	日額 50円
	月1000円	※1月単位契約の利用者のみ
保育短時間認定	午前7時30分～午前8時00分	50円
	午後5時00分～午後7時00分	30分利用ごとに50円

④実費負担額

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書面でお知らせします。

- ・副食費 4,800円（一人1ヶ月あたり おやつ代含む）
※副食費とはおかず、牛乳、お茶、午後のおやつ（月額1,000円）など主食（ご飯やパン等）以外の費用とします。
- ・教材費： 2,540円（参考 4歳児今年度教材費）
- ・写真代： 1枚40円
- ・卒園アルバム代：1冊 5,000円
- ・保護者会費： 入所時年額 3,000円（保護者会が管理します）
- ・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

(3) 上記①②③の保育料・④の副食費は、保育料納入袋で集金します。

(4) その他の負担額は、雑費袋その都度集金します。

(5) 負担金を領収した場合は、雑費袋の領収印をもって代えます。

(6) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、現物持ち帰りとなります。

(7) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

3歳以上児の主食（米飯）、おむつ、ハンカチ、タオル、お昼寝布団、哺乳びん等

18 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用者の内定

①1号認定子ども：本園が定めた選考方法によります。

②2号・3号認定子ども：市町村が行う利用調整によります。

(2) 利用の決定

利用契約書の締結によります。

(3) 退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- ・退園の申出が保護者からあったとき。
- ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。
- ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- ・その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。